

ロシア知的財産権ニュースレター

2017 年度第 4 号

本資料はロシアにおける知的財産権に関わる法制度・ビジネスの主な動きを過去 3 カ月分掲載するとともに、特定の話題について深掘りして解説するものです。2017 年度内に 4 回発行する予定です。

法律最新情報

要約：規則および知的財産の保護の重要な変更

(2017 年 12 月～2018 年 2 月)

規則の変更

連邦関税局命令草案¹「知的財産登録簿の維持に関する公共サービスの提供についての連邦関税局行政規則の採択に関して」
(ロシア連邦関税局によって 9 日に作成)

税関は、現行の規則を更新する必要があるとの意見をもっており、ロシア連邦関税局が知的財産登録簿の維持に関する行政規則の新草案を作成した。この草案は、連邦関税局のウェブサイトのセントラル・ポータルまたはパーソナル・アカウントを通じて、電子形式での登録簿への登録申請を提出する機会を提示する。申請の検討のための時間は全体で 3 カ月を超えないとされる。申請に添付される文書のリストは現在、検討中である。このリストは、資料の保有者である他の機関や組織からある種の資料を得る機会を確実に定める。行政手続の内容は更新されている。新しい行政規則の採用後は、現在有効な規則は無効となるだろう。

28 日以降、申請者はハーグ協定のジュネーブ改正協定に定められている手続に基づく国際申請の提出によってロシアおよび外国での工業意匠の保護を得る、新たな機会を与えられた。

ロシア特許庁は、工業意匠の保護を得るための申請を提出する新たな機会について、権利者に情報を与える。ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく申請はロシア特許庁に提出され、同時に直接、世界貿易協定国際事務局 (WIPO 国際事務局) にも提出できることが指摘される。ハーグ協定のジュネーブ改正協定に基づく工業意匠登録の国際申請は、WIPO のウェブサイトですぐ入手できる DM/1 (E) 様式で提出することができる。国際申請が WIPO 国際事務局に直接提出される場合、それは申請者の選択で、英語、フランス語あるいはスペイン語で行うことができ、申請はハードコピーで、および E ファイリング電子申請インターフェースを通じて提出することができる。国際申

請がロシア特許庁を通じて WIPO 国際事務局に提出される場合、その申請は英語でなされなければならない。英語以外の言語で提出された国際申請は送り返される。ロシア特許庁を通じて提出される国際申請に関係したペーパーワークを簡素化するには、英語の申請にロシア語訳を付けることが推奨される。ロシア特許庁を通じて国際申請をする場合、申請には、それを WIPO 国際事務局に転送するという申請者の要請を付けなければならない。国際申請に関係する所定の手数料は、提出日に WIPO 国際事務局に直接支払わなければならない。さらに、ロシア特許庁は、工業意匠登録の申請は、「ロシア政府規則第 24 号の修正に関して」という標題の政府決議第 25 号の要件に基づき、国家秘密を構成するデータに関するチェックを受けなければならないことを申請者に指摘する。かかるチェックはロシア特許庁によって手配される。

裁判所での重要な決定

ロシア連邦憲法裁判所は、並行輸入の受入可能性の観点から、ロシア民法典の特徴ある規定について検証した。

憲法裁判所は並行輸入を合法化しなかった。権利の消尽という国の原則はロシア憲法とは矛盾せず、EAEU 条約に記されている、権利の消尽という地域の原則に関連して作用することを確認したのみである。並行輸入業者から得られる補償の金額は、模倣品の輸入に対して得られる補償の金額未満でなければならない（並行輸入による権利者の損失が、偽物の売買による損失に匹敵する場合を除く）。商品が低質であるか、安全性を保証し、人々の生命と健康を保護

し、環境および文化的な価値を保護する目的の場合を除き、並行輸入業者によって取引された商品を押収し破壊することは認められない。権利者の不誠実な行為による自身の請求の達成が理由で、国民の生命や健康、あるいは国民にとって重大なその他の権利に脅威を与え得る場合には、裁判所は、並行輸入業者に対する権利者の請求の全体または一部を拒絶できる。

（ロシア連邦憲法裁判所の裁定第 13 の P 号「PAG 有限責任会社の申立てに関連したロシア連邦民法典第 2 条および第 4 条の規定の合憲性の検証に関する訴訟に関連して」）

下級審の裁判所が立証責任を誤って割り当てたため（商品の法律上の起源を証明しなければならないのは被告である）、裁判所は従前の判決を破棄し、作品（キャラクター）に対する独占的権利の保護に関する事件を、第一審裁判所で新たな裁判を行うために差し戻した。

権利者は被告が模倣品を売りに出し販売していると主張して、作品のキャラクターに対する独占的権利の侵害に対する補償を求めた。この範疇の紛争では、原告は当該商品が模倣品であることを証明する必要はなかったと知的財産権裁判所（破棄審）は強調した。知的活動の成果が権利者の許可なしに当該商品に添付されている（埋め込まれている）という原告の意見を論破すべきなのは、むしろ被告である。被告は権利の消尽の原則を惹起するためには、当該製品の法律上の起源、すなわち当該製品は権利者によって、または権利者の許可（同意）を得て売り出されたという事実を立証

しなければならない。権利の消尽の原則は、すでに合法的に商取引されていた作品を、権利者からさらなる同意を得ずに売買する機会を提供するが、この原則は、知的活動の成果（有形媒体上の成果物ではなく）を自身の裁量で利用する権利は与えない。

（事件番号第 40-11228/2017 号に関する知的財産権裁判所の裁定第 31 の S01-1172/2017 号（破棄審））

国際商標としてロシア連邦への領域的拡張を申請された表示と同一、または紛らわしい表示の、国際登録簿への申請日から登録日までの期間中の第三者による使用は、その商標の独占的権利の侵害とはみなされない。

知的財産権裁判所は、国際商標に関してロシア連邦への領域的拡張の要請がなされた場合の具体的な規則を起草した。国際登録簿への申請日と登録日は異なり得ることに留意すべきである。このことを念頭に置くと、この両日間の期間における、同一のまたは紛らわしい表示の使用は、商標に対する独占的権利の侵害とはならない。国際登録簿への記入がなされていないので、領域的拡張に気付いていない第三者側には、違法行為は存在しない。これが、かかる第三者は民事責任に服さない可能性がある理由である。

（事件番号第 21-7531/2016 号に関するロシア連邦憲法裁判所の裁定第 19 の 1068/2017 号）

裁判所は、商標の保護の供与に対する異議を考慮した結果としてなされたロシア特許庁の決定を取り消すことを拒絶した。そ

れによれば、商標の未使用により紛争対象の商標の保護が早期に終了したという事実が発見されたので、商標の保護は維持された。

ロシア民法典の条項によれば、優先日が早い他の人の商標と同一のまたは紛らわしい表示を、同種の商品に対する商標として登録できない。未使用のために商標の保護が早期に終了した場合、権利者が異議を申し立てることに関心のある人ではないことを、知的財産権裁判所（第一審）は指摘した。商標の未使用は、商標が消費者に知られていないという事実を立証しない。したがって、特に将来において、比較されている商標の混同が起こる可能性はない。そのため、同様のケースにおいて、対応する異議は認められるべきではない。

（知的財産権裁判所の判決第 11 の SIP-694/2016 号、第一審）

請求の提出日までの 3 年間に、紛争対象の商標は使用されており、権利者の管理下にあったため、裁判所は、商標の保護の早期の終了を求める請求を却下した従前の第一審の判決を変更しなかった。

知的財産権裁判所最高会議（破棄審）は、未使用の商標の早期の終了を求める請求を却下した第一審裁判所を支持した。本件では権利者は、紛争対象の期間中に当該商標が使用されていたことの立証に成功した。それは商品を商取引することに関係するラベルおよび文書に付けられていた。当該商品の支払いに関する証拠がないという原告の主張は維持できない。当該商品が商取引に出されたという事実を判断する

ときに問題となるのは、当該商標を使用したその商品の他の人への移転である。本件では、この事実は航空貨物運送状の買主の署名によって確認される。フォントの相違（大文字ではなく小文字であること）は、表示が登録商標とは同じではなく、したがって当該商標は使用されていないということ立証しない。

（事件番号第 SIP-362/2017 号に関する知的財産権裁判所最高会議の裁定第 9 の 1128/2017 号（破棄審））

裁判所は、会社名の変更を被告に義務付ける従前の判決を変えなかった。被告がその会社名において、会社の運営への国の関与、または政府の要求にとっての会社の業務の特別の重要性を消費者が確実に連想する、よくある文字の配列である略語を使用していたことが証明されたためである。

知的財産権裁判所（破棄審）は、「Ros-」（「Рос-」）から始まる会社名は、現行の法規には合致しないことを確認した。そのため、同社はその名称を変更しなければならない。正式名「ロシア連邦」または「ロシア」、およびその派生語は、ロシア司法省の許可を得て会社名の一部にすることができるが、同社はその許可は得ていない。本件において、「Ros-」は「ロシアの」および「ロシア」を表す、よく知られている略語である。それはしばしば、政府が出資している組織の名称、あるいは政府の必要性にとって特に重要な政府の職務もしくは任務を実施する法的組織の名称に使われる（Rosreestr、Rospatent、Roskosmos、Rosnano など）。

（事件番号第 21240/2016 号に関する知的

財産権裁判所の裁定第 26December の S01-947/2017 号（破棄審））

裁判所は、知的財産に対する独占的権利の侵害に対して、最初に被告が違反をした場合にのみ、最低レベル未満の金額の補償を裁定することができる。

知的財産権裁判所（破棄審）は、本件は被告の申請に対してのみ生じ、幾つかの条件が同時に充足されていることを必要とすると強調した。その条件の1つは、侵害は被告によって初めてなされたものであり、補償を求める場合には原告に対してばかりでなく、他の権利者に対してもなされたものでなければならないということである。したがって、被告が他の人の独占的権利の侵害に対して責任を問われているならば、その侵害は初めてなされたとはみなされ得ない。これに関連して裁判所は、本件に関連して渡された、独占的権利および隣接権の侵害に対する補償の回収に関する司法行為を覆し、下級審は事件の適切な判断にとって本質的なすべての状況を調べなかったという理由で、再審のために事件を差し戻した。

（事件番号第 5733/2016 号に関する知的財産権裁判所の裁定第 14December の S01-863/2017 号（破棄審））

知的財産分野における裁判所慣行の重要な変更に関する分析

13 日にはロシア連邦憲法裁判所（「憲法裁判所」）が、PAG² の申立てに関連したロシア連邦の民事法典（「ロシア民法典」）の第 2 条および第 4 条の規定の合憲性の検証に

関する訴訟の裁定を言い渡した。

PAG³ は超音波診断装置専用のソニーブランドの用紙をヘルスケア機関に供給する政府調達契約を獲得した。この企業はポーランドの非関連会社から商品を購入し、その貨物をロシアへと持ち運んだ。その貨物の通関が認められなかったのは、権利者であるソニー株式会社の申請を受けて、カーニングラード地域の仲裁裁判所（第一審裁判所）が証拠品として押収したためである。この裁判について言えば、裁判所は、ソニーの商標における独占的権利の保護に関する権利者の請求を支持した。PAG は、ロシア領土内においてソニーブランドの商品の輸入、販売またはその他の取引をすること、さらにはそれらの目的のためにソニーブランドの商品を保管することを禁じられた。当該貨物は没収され、同社は補償金として 10 万ルーブルを支払わなければならない。これらの判断は上訴裁判所でも最高裁判所（破棄審）でも支持された。このことを踏まえて、原告は係争中の規定がロシア連邦憲法の第 7 条、第 17 条、第 18 条、第 19 条、第 35 条および第 55 条に抵触していると考えている。

憲法裁判所の見解

平行輸入とは、権利者の商標が付された正規品を権利者の許可なく外国からロシアへと持ち込むことであると理解されている。その場合、商品を輸入するのは権利者でもその正規代理店でもなく、その他の法的主体である。そのような流通システムによって、輸入者と並行輸入を制限する絶対的権限を主張する権利者との間に利益相

反が生じる。

憲法裁判所は、独占的権利の消尽という国家的原則（すなわち、商標付帯品を権利者の許可なくロシアへと輸入することを禁止行為とみなす、ロシア連邦で定着している原則）が憲法に違反していないとの裁決を下した。

さらに、連邦制定法に記述されている商標における独占的権利の消尽に関する国家的原則は、ユーラシア経済連合（EAEU）の条約の枠組内に適用される権利の消尽に関する地域的原則と共に効力を発揮する。これはつまり、権利者によってまたはその同意を得て、ロシア連邦または EAEU 加盟国に持ち込まれた商標付帯品は、後も EAEU 加盟国の領土内において自由に取引することができるという意味である。それと同時に、外国から EAEU の領土内への商標付帯品の輸入は、当該商標の権利者の同意を得た場合にのみ許される。

ところが、商標における独占的権利を濫用して特定商品のロシア国内市場への輸入を制限したり、あるいはロシア市場で高値を付けさせる政策をとったりする権利者もいる。したがって、憲法裁判所は、国民の権利とその他の公益を追求する目的で、権利者によってまたはその同意を得て商標が付され、かつロシア連邦以外の場所で適法に取引されていた特定の商品群について、商標の権利者の同意を得ることなくロシア連邦に輸入することに対して制裁を与えることが、権利者の不誠実な行為によって、国民の生命および健康ならびに国民にとって重大なその他の権利に脅威を与える可能性がある場合に、裁判所による

かかる制裁の全部または一部の不適用を禁じないことを認めた。権利者が対ロシア制裁体制を擁護しているという事実は、それ自体、不誠実な行為とみなされる可能性がある。

輸入者が負う責任の金額を決定する際には、裁判所は、各事例の事実関係について考慮しなければならない。正規品を権利者の同意を得ずに輸入する輸入者と偽造品を輸入する輸入者に対して、かかる正規品の輸入による損失とかかる偽造品の輸入による損失が同等である場合を除き、同等な民事責任を負わせることは認められない。

平行輸入品としてロシアに輸入された商品を破壊することは、かかる商品の品質が悪い場合、または安全を確保し、人々の生命と健康を守り、環境と文化的な価値を保護する目的がある場合にのみ認められる。

本書は本主題に関する概観および考察を示したものである。特定の状況における法的アドバイスの代用となることを意図しておらず、また、そのようなものとして利用されるべきではない。DLA Piper Rus Limited は、本書に基づきたいかなる作為または不作為についても責任を負わない。DLA Piper は、各種の独立した法的主体を通じてグローバルに展開する法律事務所である。

それらの法的主体の詳細については、www.dlapiper.com Switchboard +7 495 221 4400/+7 812 448 7200 を参照されたい。

1

<http://www.garant.ru/products/ipo/prime/doc/56641036/?prime#review>、

<http://ipcmagazine.ru/news/4234-news2992>

2

<http://doc.ksrf.ru/decision/KSRFDecision315752.pdf>

³ 同社の主な経済活動：防水工事、商品の卸売および小売等を含むその他の事業

(取りまとめ：知的財産・イノベーション部 知的財産課、ジェトロ・サンクトペテルブルク事務所)

本資料は、特許庁委託事業の一環として、DLA パイパー社

(<https://www.dlapiper.com/en/russia/>)の協力を得て作成されました。

ジェトロは、本文書の記載内容に関して生じた直接的、間接的、派生的、特別の、付随的、あるいは懲罰的損害及び利益の喪失については、それが契約、不法行為、無過失責任、あるいはその他の原因に基づき生じたか否かにかかわらず、一切の責任を負いません。これは、たとえ、ジェトロがかかる損害の可能性を知らされていても同様とします。

本資料は信頼できると思われる各種情報に基づいて作成しておりますが、その正確性、完全性を保証するものではありません。ジェトロは、本文書の論旨と一致しない他の資料を発行している、または今後発行する可能性があります。